

# コミュニティ・スクールの展開・今、見えてきたこと

福岡県春日市教育委員会教育長 山本直俊

○ はじめに

## I コミュニティ・スクール導入にあたって必要な基本認識

### 1 開かれた学校とは

- (1) なぜ(コミュニティ・スクールか)学校を開くのか
- (2) 開かれた学校づくりの柱
- (3) 何を開くのか

### 2 開かれた学校づくりの歴史の変遷(福岡県)

- (1) 第1段階(開かれた教育活動の時代)
- (2) 第2段階(開かれた学校経営・運営の時代)(学校評議員制の限界)
- (3) 第3段階(地域基盤形成につながる開かれた学校づくりの時代)

### 3 開かれた学校推進のための制度等

- (1) 学校評議員制
- (2) 学校運営協議会制度
- (3) その他、学校モニター制

## II コミュニティ・スクール導入して5年目、見えてきたこと

### 1 コミュニティ・スクール導入の推移

#### (1) 模索期

17年度 → 18年度 → 19年度【著書発刊 コミュニティ・スクールの展開】  
(小2校・中1校) (小5校・中2校) (小7校・中2校)

#### (2) 拡充期

20年度 → 21年度 → 22年度【教育フォーラム予定】  
(小12校全・中2校) (小12校全・中5校) (小12校全・中6校全)

## 2 コミュニティ・スクールとはどんな学校か

- (1) コミュニティ・スクールの主要推進軸
- (2) コミュニティ・スクールのタイプ
- (3) 学校運営協議会の機能化を図る実働組織
- (4) 学校の教育目標・校訓は学校・家庭・地域で共有化、達成は三者で
- (5) カリキュラムの特徴
- (6) 学校案内・要覧の変化
- (7) 校長の作成する学校経営要綱、校務分掌組織の変容
- (8) 教育委員会の学校運営協議会設置規則の変容・改正
- (9) 名称の変更（地域運営学校からコミュニティ・スクールへ）

## 3 コミュニティ・スクール導入の条件

- (1) 教育委員会事務局の姿勢・体制・予算措置・関係部署との連携
- (2) 管理職の意識の変換・構想力量
- (3) 教職員の学校観・教育観の変換

## 4 コミュニティ・スクール導入で見られたよさ

- (1) 学校・家庭・地域の役割が自覚されること
- (2) 町づくりにつながること
- (3) 変容が見られたこと

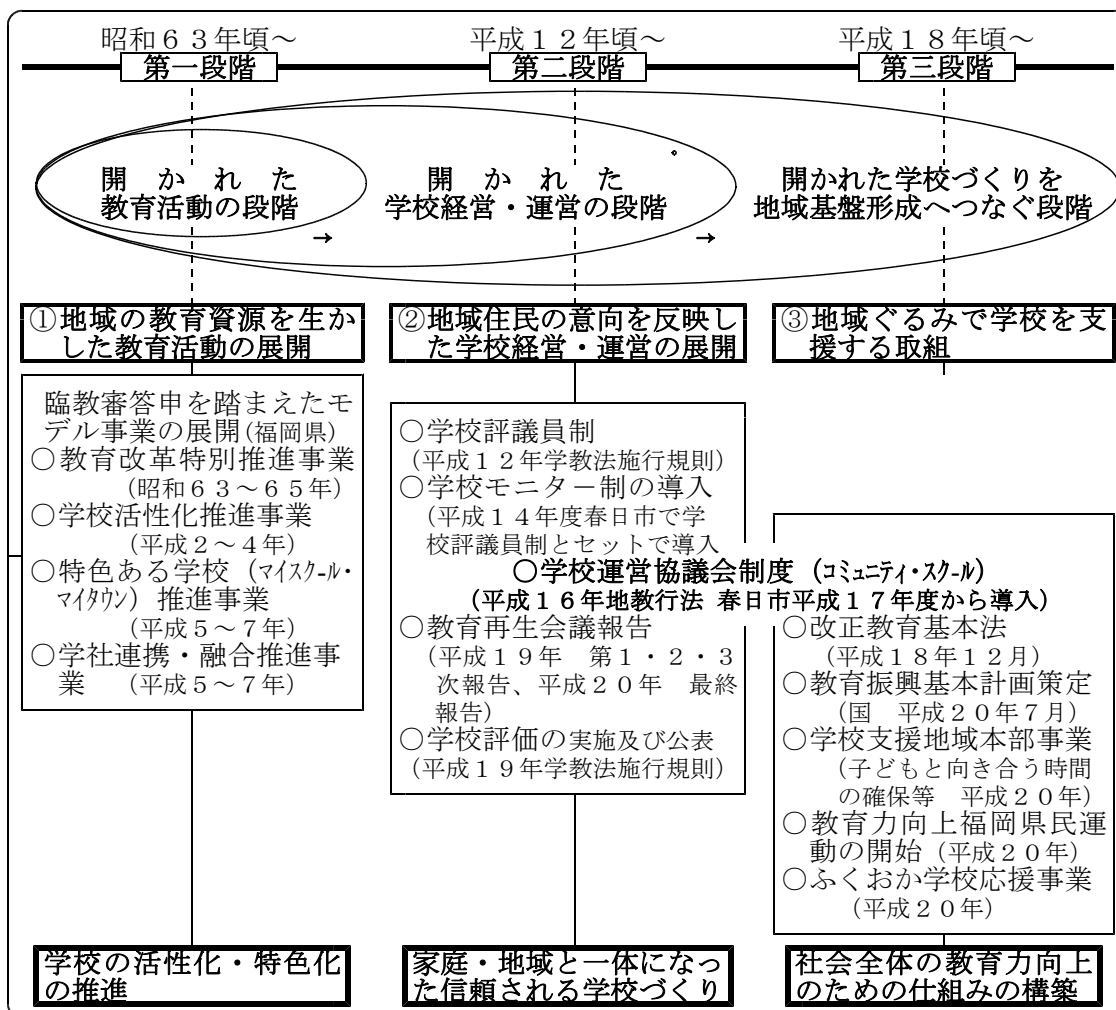
## 5 コミュニティ・スクール今後の改善事項

- (1) 地域基盤形成を目指す学校教育行政・社会教育行政による総合的取組
- (2) 「校務分掌組織」の改編
- (3) 学校・家庭・地域の教育力の評価
- (4) 担当教職員の加配
- (5) 小学校と中学校の主軸のちがい
- (6) 諸活動に対する予算措置

○ おわりに

資料 1

開かれた学校づくりの歴史の変遷（福岡県）



資料 2

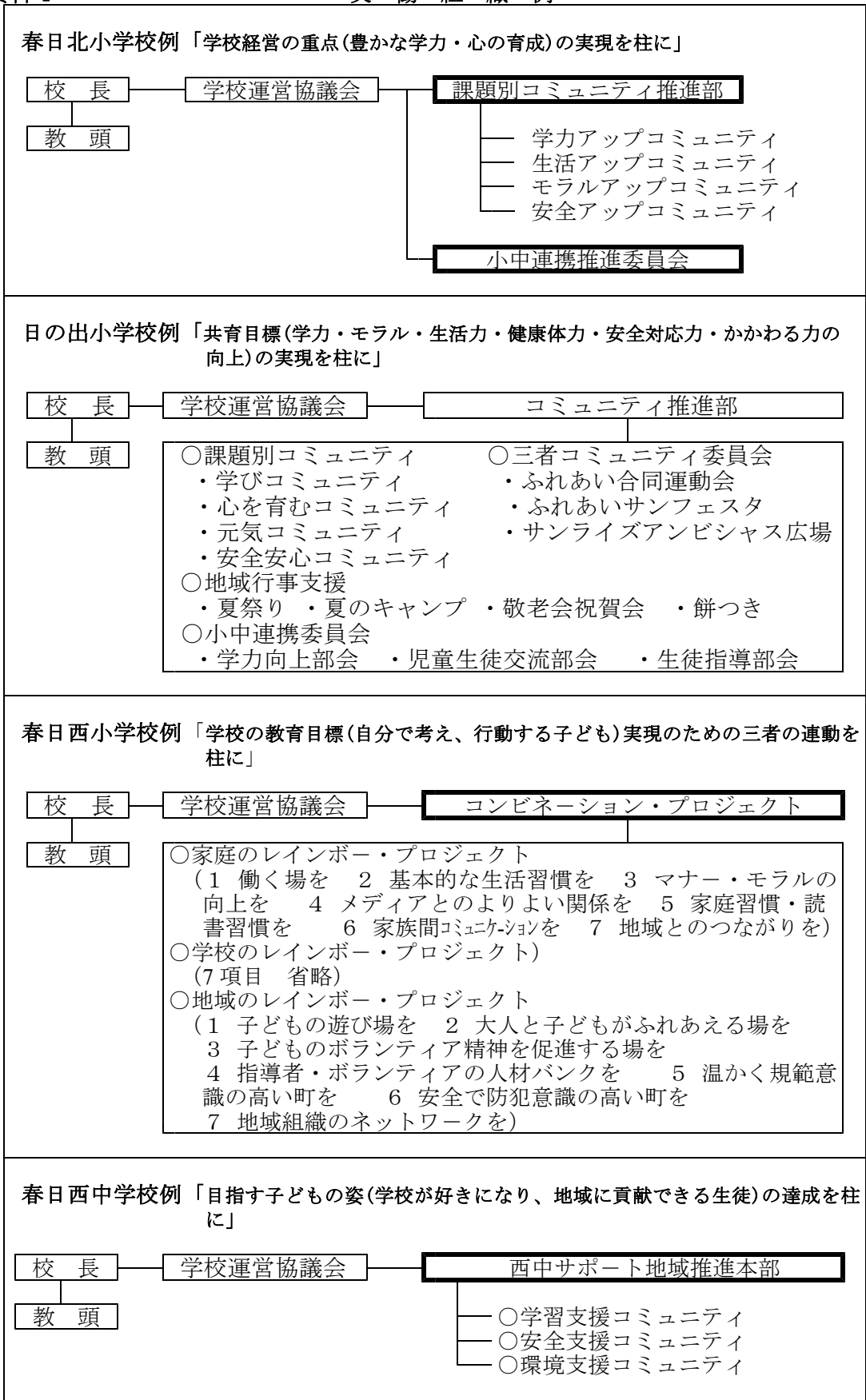
開かれた学校づくりの内容

- ①開かれた学校経営・運営
- コミュニティ・スクール(外に開く)
  - 学校情報(取組・評価等)の発信・公開・説明責任(外に開く)
  - 家庭・地域の役割・取組(外に開く)等々
- ②開かれた学年・学級経営、教科経営
- (小学校)スクール・イン・スクール(内に開く)等々
  - (中学校)同教科、異教科間での協同的経営(内に開く)等々
- ③開かれた教育活動(カリキュラム)(内・外に開く)
- 教育課程内の教育活動
  - 教育課程外の教育活動
  - その他の教育活動
- ・地域に貢献・還元するカリキュラム
  - ・地域を生かすカリキュラム
  - ・地域を学ぶカリキュラム
  - ・地域と共に学ぶカリキュラム
- ④開かれた学校環境
- 自作資料の共有化(内に開く)
  - 地域への掲示板の開放(外に開く)
  - (共通内容～道徳)全学年・全主題の指導過程と使用資料をセットにした指導資料の整備・共有化(内に開く)等々
- ⑤開かれた研修
- 教員相互の日常的授業公開と相互錬磨(内に開く)
  - 国・地方の教育基本情報の共有化の取組(内に開く)
  - 発表会・実践交流会の取組(外に開く)等々

## 資料 3

## 春日市学校運営協議会設置規則の改正(新旧対比)

旧(平成17年4月1日施行)	新(平成20年4月1日施行)
<p><b>(目的)</b></p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき春日市立小学校及び中学校(以下「学校という。」)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定め、もって地域に開かれ、地域が支える学校づくりに資することを目的とする。</p> <p><b>(協議会設置の趣旨)</b></p> <p>第2条 協議会は、地域の住民及び保護者等(以下「地域住民等」という)が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。</p> <p>(1) 地域住民等と学校が双方向の信頼関係を深め、地域に信頼され、開かれた学校づくりを推進すること。</p> <p>(2) 地域住民等の意向を的確に学校運営に反映させ、創意工夫しながら特色ある学校づくりを推進すること。</p> <p>(3) 地域住民等と学校が相互にその教育力を高め、協働してより良い教育の実現に取り組むこと。</p> <p><b>(委員)</b></p> <p>第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。</p> <p>(1) 当該指定学校の通学区域内の住民</p> <p>(2) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者</p> <p>(3) 当該指定学校の校長</p> <p>(4) 当該指定学校の教職員</p> <p>(5) 学識経験者</p> <p>(6) 関係行政機関の職員</p> <p>(7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者</p> <p>2 委員の定数は、各指定学校につき15人以内で、教育委員会が当該指定学校の校長と協議して定める。</p> <p>*以下省略</p>	<p><b>(趣旨)</b></p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき春日市立小学校及び中学校(以下「学校という。」)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>(協議会設置の目的)</b></p> <p>第2条 協議会は、学校が掲げる教育目標の実現に向け、一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、次の各号に掲げる事項の達成を目指すものとする。</p> <p>(1) 地域の住民及び保護者等(以下「地域住民等」という。)が、学校との連携の下、目標を共有化し、責任を分かち合い、協働して児童及び生徒の育ちにかかわる風土が醸成されること。</p> <p>(2) 家庭及び地域の教育力が向上することにより、児童及び生徒の豊かに生きる力が育成されること。</p> <p>(3) 地域住民等と学校との信頼関係が深まることにより、地域に開かれ、地域が支え、信頼される学校となること。</p> <p><b>(委員)</b></p> <p>*左に同じ</p> <p>*以下省略</p>



## 春日市の特色ある主要教育施策の紹介

<b>ひとりひとりの子どもへのきめ細かな指導・対応</b>	
● <b>30人以下学級の実施</b> 平成20年度から導入(全小学校第6学年)し2年目。学校・保護者から大変喜ばれており、今後はその成果の検証。	(継続)
● <b>教育支援センターの移設新設</b> 平成13年度設置の教育支援センター・ハート館(ことばの教室、適応指導教室)の適応指導教室が21年9月分離独立、教育支援センターとして不登校児童生徒の指導にあたる。ことばの教室と適応指導教室の指導空間・受け入れ人数の拡充。	(新規)
● <b>サポート・ティーチャーの派遣制度</b> 平成15年度より教員1人では学級運営が困難で支障をきたす場合(学級崩壊・課題を有する子どもの対応等々)、その支援として学校へ派遣。	(継続)
<b>子どもが育つ地域基盤形成のための取組</b>	
● <b>コミュニティ・スクール実施</b> 平成17年度より導入、20年度で全小学校、中学校2校。21年度で中学校3校増加の予定。22年度は全中学校となる予定。	(継続・拡充)
● <b>アンビシャス広場の推進</b> 平成17年度から地域子ども教室を2年間実施。その発展としてアンビシャス広場を19年度より実施、全小中学校区とぶどうの庭で実施。	(継続)
● <b>家庭教育支援基盤形成事業</b> 平成17年度より家庭教育総合支援事業を4年間実施。その発展として家庭教育支援基盤形成事業を21年度より実施。	(継続・新規)
● <b>子育てアップチャレンジプラン</b> 平成19年度より小学校第3学年の子ども・保護者を対象に実施。 (参加率：19年度16.6%、20年度27.0%)	(継続)
<b>今日的教育課題への積極的な対応・取組</b>	
● <b>全小学校への外国語活動指導員配置</b> 平成17年度より春日市小学校英会話活動基底カリキュラム作成・改訂。18年度、新設校白水小で全学年先行実施。19年度より市内全小学校全学年で実施。このため全小学校へ指導員配置。 21年度より全小学校中学年において文部科学省「教育課程特例校」の指定	(継続)
● <b>学力、体力向上のための積極的取組</b> 各学校の創意ある向上プランに基づいた確実な推進。あわせて、実効性を上げるための家庭学習の習慣化、日常的運動・スポーツの奨励 *全国体力調査(20年度～) 全国学力調査(19年度～) *全小学校：CRT、全中学校：NRT(毎年度実施)	(継続)
● <b>心豊かにする子ども読書活動の推進</b> 平成20年度悉皆調査実施(春日市小学校・中学校全児童生徒、5歳児) 21年10月春日市子ども読書活動推進計画策定の予定	(継続)
● <b>学校・家庭・地域「ノーチャイム」運動の展開</b> 自から考え・判断し・行動する力を醸成する環境づくりの一環(指示待ち子どもをなくす取組の一つ)として平成21年度より実施。先ず学校(モデル校)から、次いで家庭・地域へとつないでいく予定。	(新規)
● <b>リーフレットによる教育施策・事業の市民への説明・配布</b> 平成17年度より市教育要覧(全110頁)を廃止、エデュケーション春日(リーフレット)へ変換し小中学校全保護者、自治会等へ配布	(継続)
● <b>ゆとりある教育環境の創造</b> 平成19年度から毎年度モデル校(2校)で実施・検証している。全学校がモデル校を経験した段階で総括し、具体的総合方策を出す予定である。	(継続)
● <b>学校への権限委譲による自律的学校経営の促進</b> 平成14年度より学校への権限委譲(予算編成・執行権を委譲する総額裁量制、学校管理規則の全面改正)の推進	(継続)
<b>春日市の歴史・文化の継承</b>	
● <b>続・春日風土記の発行</b> 平成21年3月発行(昭和57年から市報かすがにシリーズ掲載。平成5年3月に第1冊刊行、それに続くもの。春日市郷土史研究会の執筆・編集)	(継続)
<b>全教職員と教育委員会との課題・取組の共有化・協働化</b>	
● <b>教育長出前トークの実施</b> 教育委員・事務局職員参加のもと教育長と全教職員との情報交換。平成17年度より毎年度全学校で実施。(主として夏季休業中)(市定例学校訪問取りやめ)	(継続)